## 旧そごう呉店の跡地(土地・建物)の活用について

## 1 経緯

昭和63年2月 8日 呉駅前西地区第1種市街地再開発事業の事業計画認可

平成 2年3月18日 呉そごう開店

平成 2年6月21日 呉駅前西地区第1種市街地再開発事業の事業終了認可

平成24年6月27日 株式会社そごう・西武がそごう呉店閉店を発表

平成25年1月31日 そごう呉店閉店

### 2 跡地(土地・建物)の概要(閉店時)

#### (1) 土地

ア 敷地面積 5,650.14㎡

イ 権利関係 所有者3名

所有者	面積	
呉市	4, 455. 61 m <sup>2</sup>	78.86%
(株)そごう・西武	1, 047. 45 m <sup>2</sup>	18.54%
法人権利者A	147. 08 m²	2.60%
合 計	5, 650. 14 m <sup>2</sup>	100.00%

# (2) 建物

ア 構 造 鉄筋コンクリート造

陸屋根 地下1階地上8階

イ 延床面積 31,880.17m<sup>2</sup>

ウ 建築年月 平成2年3月

工 権利関係 所有者 9 名

所 有 者	専有面積(m²)	
呉市	4, 428. 71	19.00%
(株)そごう・西武	18, 082. 05	77. 58%
法人権利者A	180.35	0.77%
法人権利者B	424.49	1.82%
個人権利者A	37.82	0. 16%
個人権利者B	37.82	0. 16%
個人権利者C	40.83	0. 18%
個人権利者D	41.67	0. 18%
個人権利者E	33. 74	0. 15%
計	23, 307. 48	100.00%

※ 呉市の所有床は、6階の全部(3,427.06 m²)と7階の一部(1,001.65 m²)

# 3 公募型プロポーザルの実施

呉駅前にふさわしい施設の立地を図るため、公募型プロポーザルを実施するものです。

# (1) 実施主体

呉駅前西再開発ビル管理組合

# (2) 売却条件

- ア 商業施設及びその他にぎわい施設を立地すること。
- イ 土地・建物は現状のままでの一括売却とする。
- ウ 最低売却価格は設定しない。

### (3) その他条件

- ア 建物は解体撤去することも、使用することも可能
- イ 所有権移転の日から1年以内に建物の解体又は改修の工事を開始すること。
- ウ 所有権移転の日から5年以内に事業を開始すること。
- エ 事業開始後10年間はプロポーザルで提案した企画内容に従って、物件を使用すること。

### (4) 優先交渉権者候補者の選定

呉駅前西再開発ビル管理組合において審査し、点数の高い企画提案者から順に、優先交渉権者候補者、次点交渉権者候補者として 決定します。

### (5) 審査基準

にぎわいの創出、土地の高度利用、都市機能の充実、購入希望価格等の審査項目を点数化し、総合的に評価します。

### (6) スケジュール

一括売却に向けた権利の整理が調い次第,信託銀行等への情報提供による需要の掘り起こしを行った上で,プロポーザルを開始します。

### 4 跡地活用を促進するための助成金の創設

旧そごう呉店跡地への魅力ある商業施設等の誘致を促進し、呉駅前西再開発ビルの再建又は再生、雇用の創出及び都市ストックの 有効活用を図り、もって呉駅前のにぎわい創出と本市経済の活性化に寄与するため、助成金を創設します。

### 【助成対象施設(案)】

商業施設が3,000㎡超で、かつ、その他にぎわい施設が2,000㎡超(合計5,000㎡超)である大型商業にぎわい施設

- ※ 商業施設:小売,飲食
- ※ その他にぎわい施設 : ホテル、映画館、フィットネス等